

当院では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う以下の取り組みを実施し、診療報酬を算定いたします。

【医療DX推進体制整備加算】 初診時に11点(歯科は9点)

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認により取得した診療情報を活用して診療を行っています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じます。

【医療情報取得加算】 初診時に1点、再診時3ヶ月に1回1点

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

令和6年12月

立川病院